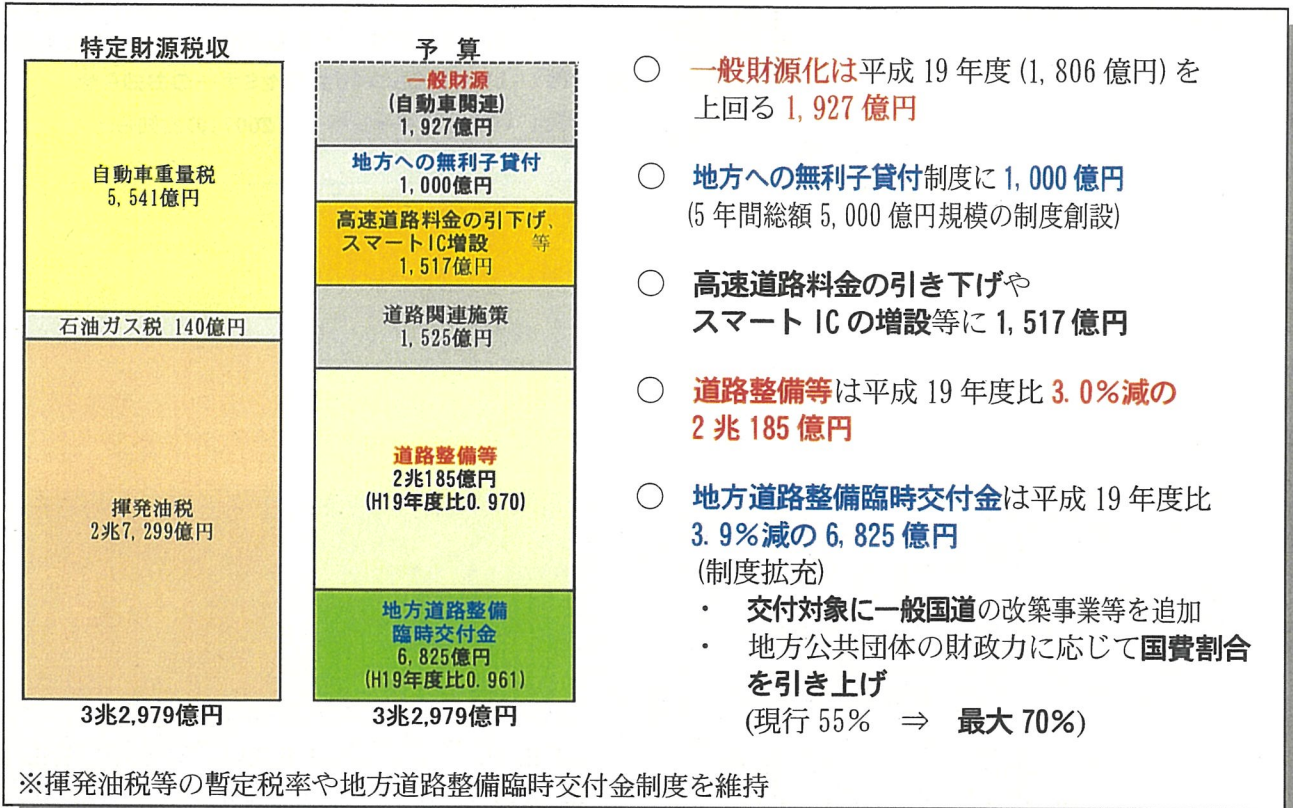


# 平成 20 年度道路関係政府予算案 と道路整備の財源について

平成 20 年度道路関係政府予算案 (国費) :

総額は平成 19 年度比 **3.2%減の 3 兆 2,979 億円**



## 道路整備の財源 :

揮発油税等の暫定税率や地方道路整備臨時交付金制度の**法的根拠は一部を除き H19 年度末まで**

### 《道路特定財源や暫定税率の法的根拠》

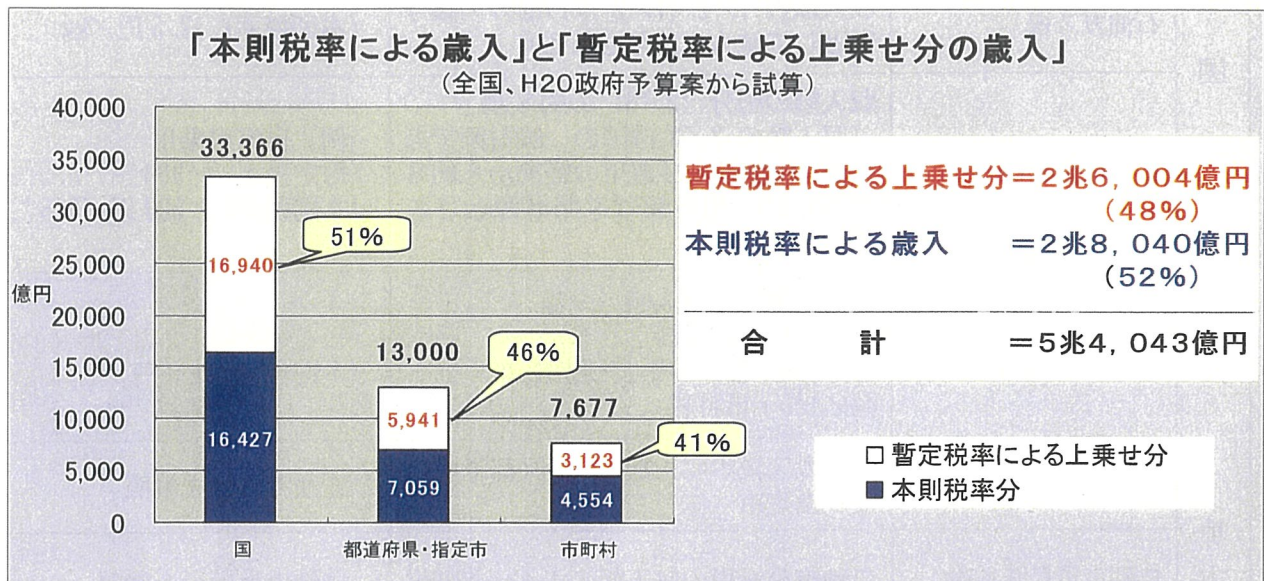
- 道路特定財源について
  - ・ 道路整備費の財源等の特例に関する法律  
(揮発油税収入額的全額を道路整備費の財源に充てること : **H20.3 月末まで**)  
(地方道路整備臨時交付金制度に関すること : **H20.3 月末まで**)
- 暫定税率について
  - ・ 租税特別措置法  
(揮発油税、地方道路譲与税 : **H20.3 月末まで**、自動車重量税 : **H20.4 月末まで**)
  - ・ 地方税法  
(軽油引取税、自動車取得税 : **H20.3 月末まで**)

道路特定財源による歳入：

「本則税率による歳入」と「暫定税率による上乗せ分の歳入」の試算

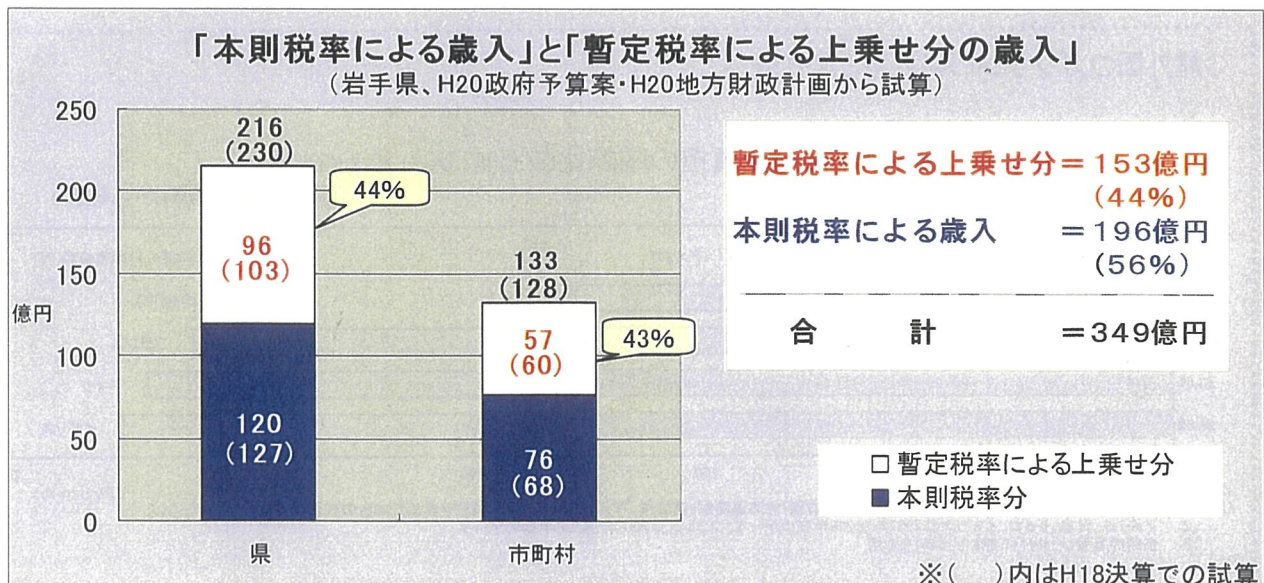
○ 全国の状況

上乗せ分：国は約1兆7千億円、地方は約9千億円



○ 岩手県内の状況

上乗せ分：岩手県は約100億円、市町村は約60億円



## 《 参 考 資 料 》

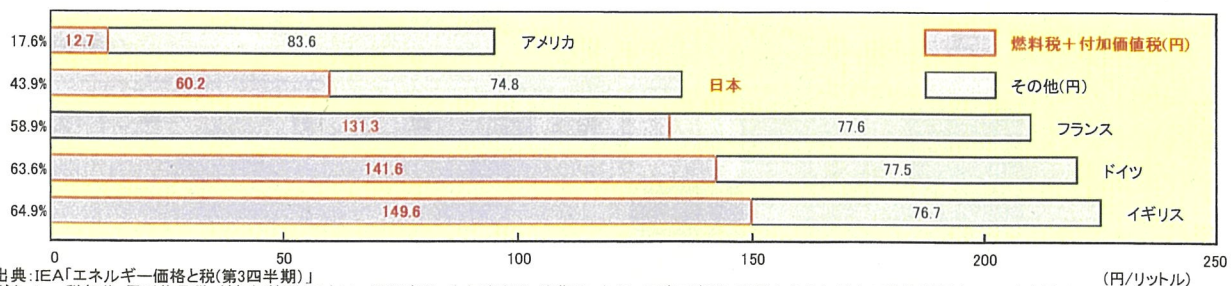
### 参考資料1 道路特定財源の種類と税率

税目		道路整備充当分	税率
国	揮発油税	全額	(暫定税率) 48.6 円/リットル (本則税率) 24.3 円/リットル
	石油ガス税	収入額の 1/2 (1/2 は石油ガス譲与税として地方に譲与される)	(本則税率) 17.5 円/kg
	自動車重量税	収入額の国分 (2/3) の約 8 割 (収入額の 2/3 は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約 8 割 (77.5%) 相当額は道路財源とされている)	[例] 自家用乗用 (暫定税率) 6,300 円/0.5 トン年 (本則税率) 2,500 円/0.5 トン年
地方	地方道路譲与税	地方道路税の収入額的全額 (揮発油税と併課される) 58/100: 都道府県及び指定市 42/100: 市町村	(暫定税率) 5.2 円/リットル (本則税率) 4.4 円/リットル
	石油ガス譲与税	石油ガス税の収入額の 1/2: 都道府県及び指定市	石油ガス税を参照
	自動車重量譲与税	自動車重量税の収入額の 1/3: 市町村	自動車重量税を参照
	軽油引取税	全額: 都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1 円/リットル (本則税率) 15.0 円/リットル
	自動車取得税	全額 3/10: 都道府県及び指定市 7/10: 市町村	[例] 自家用 (暫定税率) 取得価額の 5% (本則税率) 取得価額の 3%

#### ◇諸外国のガソリンの税負担との比較◇

#### ガソリン価格と税負担の国際比較 (2007 第 2・第 3 四半期)

(国土交通省資料から抜粋)



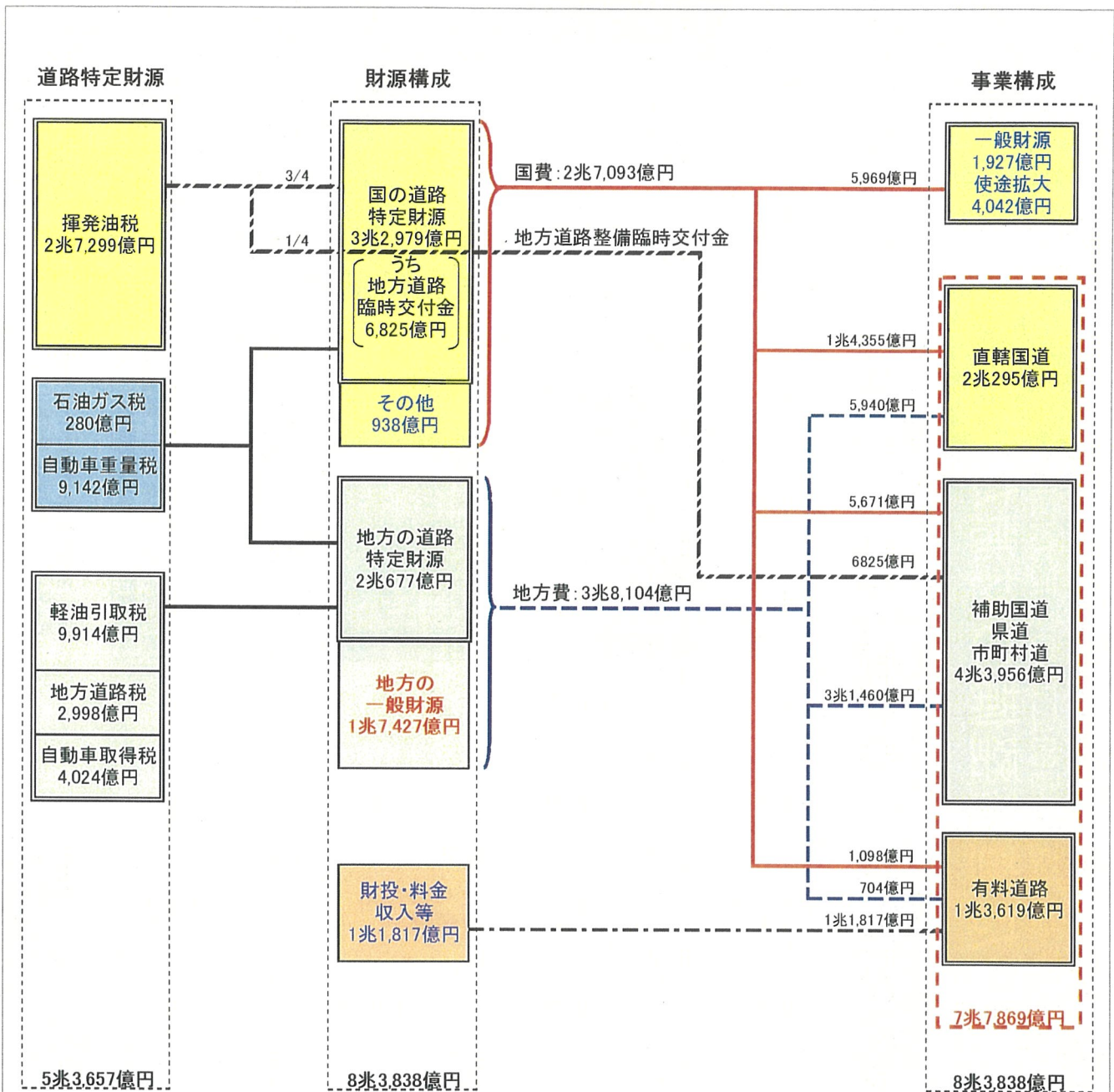
出典: IEA「エネルギー価格と税(第3四半期)」

(注) 1 税部分=個別物品税+付加価値税(日本は、揮発油税・地方道路税+消費税。なお、石油石炭税、関税を含めた場合の税負担額は62.2円となる。)

2. アメリカ、日本、ドイツ、イギリスは2007年第2四半期のデータ、フランスは2007年第3四半期のデータ

3. 当時の為替レート(117.9円/ドル等)を使用

参考資料2 道路特定財源の流れ(H20政府予算案)



注: 四捨五入の関係で各数値の和が一致しないところがある。

地方では、道路特定財源に加えて**一般財源も投入して道路整備**を推進

※ この情報は、県土整備部道路建設課 HP でも公開されています。



<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=806&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=780&pnp=806&cd=8480>